

グループ4ラリーミーティング 2004

JAF 公認クローズド競技
組織許可番号 2004-1148 号

特別規則書

公示

本競技会は、日本自動車連盟公認のもと、FIA 国際モータースポーツ競技規則ならびにそれに準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則及びその付則に従いかつ本競技会特別規則書に従って開催される。

- 第1条 競技会の名称及び格式
名称：グループ4ラリーミーティング 2004
格式：JAF 公認クローズド競技、初級向け
モータースポーツチームジークラブ（G-CLUB）
- 第2条 競技種目
四輪自動車によるタイムラリー
- 第3条 オーガナイザー
モータースポーツチームジークラブ（G-CLUB）
<大会事務局>
〒184-0013 東京都小金井市前原町 5-1-39
ガレージグループフォー内
グループフォーラリーミーティング 2004 大会事務局
TEL 042-385-0005 FAX 042-383-7684
- 第4条 大会役員
大会会長 佐藤正介
審査委員長 菅野雅晴氏（SATYRUS）
審査委員 馬場裕之氏（TAKASE）
組織委員長 佐藤正介 組織委員 白澤玲 小峰秀仁
- 第5条 競技役員
競技長 佐藤正介
計時委員長 齋藤善子
コース委員長 吉谷基伸
技術委員長 野村衆
事務局長 佐藤正介
- 第6条 開催日時、タイムスケジュール
2004年10月23日（土）～24日（日）
17:00～17:30 受付
17:15～18:30 車検
19:00～ ドライバーズブリーフィング
20:01 1号車スタート
- 第7条 開催場所
東京都内 約80km
集合場所 あきる野中央公民館（東京都あきる野市）

- 第8条 参加車両
1. 参加車両は2004JAF国内競技規則第2編登録番号標付競技共通規定または第3編ラリー車両規定に合致した車両とする。ただし、原動機および排気系統は改造および変更を禁止する。
 2. 参加者は参加車両に消火器（1.5kg以上）を車内に（シートに座った状態で取り出せる場所に）固定装備すること。
 3. 4点式のシートベルトを装備していること。
 4. 参加車両は次の備品を搭載していなければならない。
 - 非常用停止表示板（三角）2枚
 - 非常用信号灯（発煙筒）
 - 赤色灯
 - 牽引用ロープ
 - 救急薬品
- 第9条 参加台数およびクラス区分
- 参加台数は60台までとする。排気量によるクラス区分は設けない。
- 第10条 参加資格
1. オーガナイザークラブ員であること。
 2. 運転免許証（普通自動車以上）を所持していて、クラブ代表が認めたもの。
 3. 20歳未満のものは親権者の同意を必要とする。
- 第11条 参加費
- 1台 6000円（クルー2名まで）
- 乗員追加の場合は3000円を加算のこと。（1名以上乗車定員まで同額）
- 保険料は別表の通りとし、参加費とは別に参加申込と同時に事務局へ支払うこと。
- 第12条 参加受付期間、受付場所
- 期間：2004年9月26日～10月16日
- 申込方法：規定の参加料を添えて現金書留で郵送のこと。
- 申込先：184-0013 小金井市前原町5-1-39「ガレージグループフォー」内
グループフォーラリーミーティング2004大会事務局
TEL042-385-0005 FAX042-383-7684 E-Mail webmaster@group4.co.jp
- 必要書類：参加申込書（専用様式）
- 車検証のコピー
 - 任意保険証のコピー
 - 参加料
- 第13条 賞典
- 原則6位までとする。
- 第14条 車両検査
1. 参加車両は出走前に公式車検を受けること。
 2. 前部霧灯は使用してはならない。
 3. オーガナイザーは競技中及び競技後にも車両検査を行うことができる。
 4. 車両検査において不相当と認められた車両は、修正しなければ出走できない。
 5. 正式受理後の乗員変更は認めない。ただし、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
 6. 参加車両の変更は、競技会受付終了時までには申請すること。すべての変更は、オーガナイザーに対し、文書で申請し、競技会審査委員会の承認を必要とする。
- 第15条 スタート
- ゼッケン順に1分間隔とする。
- 第16条 コース

コース図に従い指示通りに走行する。

第17条 チェックポイント（CP）指示速度変更地点（バスコン、PC）

- 1、 CP は原則として左側に設置し、表示物により競技者に明示する。
尚、CP の発見は競技者の義務とする。
- 2、 PC までの所要時間は秒まで計測し、秒未満は切捨てとする。

第18条 CP の通過方法

- 1、 CP 発見後、時間調整のために速度を変化させてはならない。
- 2、 CP 発見後は、他車を追い越してはならない。
- 3、 CP は、1号車通過予定時刻の10分前に開設し、最終号車通過予定時刻の10分後に閉設される。

第19条 計時方法

- 1、 計時は全て秒単位とする。
- 2、 計時はNTTの時報を基準とする。
- 3、 CP スタート時刻は、CP カードに記入された時刻とする。

第20条 整備作業

- 1、 作業は道路外を使用すること。
- 2、 第三者によるアシスト行為を禁止する。
- 3、 整備作業は以下の範囲とする。

(ア) タイヤ交換

(イ) ランプ類のバルブ交換

(ウ) 点火プラグ交換

(エ) Vベルト交換

第21条 減点

- 1、 所要時間に対する減点は1秒1点とする。
- 2、 CP 不通過は、1000点の減点とする。
- 3、 CP 員の指示に従わない場合は、100点の減点とする。
- 4、 CP 表示物に接触した場合は、100点の減点とする。
- 5、 順位は以下の方法にて決定する。
減点合計の少ないもの
同減点の場合は0減点区間の多いもの
0減点区間が同数の場合は、乗員の平均年齢の低いもの
合計年齢が同じ場合はジャンケンにて決定する。

第22条 リタイア

リタイアする場合は、必ず文書にてオーガナイザーに申告すること。

第23条 失格

競技者が以下の行為をしたことがオーガナイザーによって確認された場合は失格とし、速やかに競技を離脱しなければならない。

- 1、 交通違反または交通事故を起こした場合。
- 2、 他の競技車を故意に妨害した場合。
- 3、 CP カード改ざん、または不正行為をした場合。
- 4、 オーガナイザーの重要な指示に従わない場合。
- 5、 虚偽の申告をした場合。

第24条 競技内容の変更

競技中に公式通知等によって前の指示と異なる新たな指示が与えられた場合は、そこに明示された範囲に限って新たな指示のみ有効とする。

第25条 競技会の中止、延期、取り止め、打ち切り

1. 保安上または不可抗力による事情が生じた場合は、競技会審査委員会の決定によって競技を中止または延期または途中取り止めることができる。
2. 途中打ち切りの場合は、競技会は成立したものとみなし、成績は打ち切り地点までのものとする。

第26条 損害の補償

1. 参加者は車両およびその付属品が破損した場合、および第三者に損害を与えた場合、その責任は自己が負わねばならない。参加者は JAF およびオーガナイザーならびに大会役員が一切の損害事故の責任を免除されていることを了承していなければならない。すなわち大会役員はその役務に最善を尽くすことはもちろんであるが、もし参加者の死亡・負傷・その他車両の損害賠償に対しては、JAF およびオーガナイザーならびに大会役員は一切の保証責任を負わない。
2. 競技中に起こした役員車およびその機材との事故は、いかなる場合も参加者が責任を持って賠償するものとする。

第24条 抗議

1. 自己のチームが不当に処遇されていると判断した場合は、これに対し抗議する権利を有する。但し、参加拒否・審判員の判定・スタート順・道路状態（交通渋滞等）に対する抗議は受け付けない。
2. 抗議申し立ては JAF 国内競技規則に従って文書によって行い、抗議料として一件につき 20300 円を添え、競技長を経て競技会審査委員会に提出しなければならない。抗議料は抗議が成立した場合のみ返還される。
3. 競技に関する抗議はゴール到着後 30 分以内に提出しなければならない。ただしチェックカードの記入事項に関する抗議は、それが交付された地点で 1 分以内に CP 審判員の署名を得たもののみ有効とする。
4. 車検に関する抗議は、判定の直後に文書にて提出しなければならない。
5. 成績に関する抗議は、暫定結果発表後 30 分以内に提出しなければならない。
6. 役務に就いている競技役員は、たとえ抗議が提出されている場合でも、それと関係なく自分の義務と権限を正当に執行できる。
7. 競技会審査委員会による抗議の裁定結果は、審査委員長により関係当事者のみに口頭で通知される。競技当日、審査委員会の裁定が下されない場合は、その結果発表の日時・場所を発表して延期することができる

第25条 本規則の解釈

本規則あるいは公式通知の解釈に疑義が生じた場合は競技会審査委員会の決定を最終とする。

以上